

## 国際スキー競技会 開催規程

## (趣 旨)

第1条 公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）定款第4条第1項第5号及び14号に基づく、日本における国際スキー競技会（以下「国際競技会」という。）は、本規程により開催する。ただし、国際スキー・スノーボード連盟（以下「F I S」という。）の規定が優先する。

## (定 義)

第2条 国際競技会は、世界選手権大会（ジュニアを含む。）、ワールドカップ、コンチネンタルカップとし、その他のF I Sレースは含まない。  
2 競技種目は、全日本スキー選手権大会開催規程第3条第2項を準用する。

## (開催立候補)

第3条 国際競技会の開催を立候補する場合は、開催地の加盟団体、地方公共団体、その他各種団体（以下「加盟団体等」という。）から本連盟を経てF I Sに立候補し、本連盟と共同して招致する。  
2 国際競技会の開催時期は気候の良い時期を選び、国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会の期間を避けることが望ましい。  
3 競技に使用するコース又はジャンプ台は、F I S公認のものでなければならず、F I Sの担当者の事前調査を受け、承認を得るものとする。  
4 開催立候補にあたって、F I Sが指定する必要書類を加盟団体等を通じて本連盟へ提出する。  
5 開催立候補にあたる費用（本条第3項の事前調査費を含む）は、加盟団体等の負担とする。

## (決定直後の業務等)

第4条 国際競技会の開催が決定後、加盟団体等及び本連盟は、次の各号に掲げる項目について速やかに推進・処理するものとする。  
(1) F I Sカレンダーフィーは、本連盟が立替え払いを行う。  
(2) 本連盟、加盟団体等及び必要となる関連団体は、組織委員会を組織する。ただし、本連盟から派遣される組織委員については本連盟理事会において選任し、会長が委嘱する。  
(3) 組織委員会は、国際映像を制作するために加盟団体等と協議しながら、放送権をセールスし、放送権利料の収入に努力する。  
(4) 本連盟、加盟団体等及び組織委員会は、広告宣伝のセールスシートを作成し、スポンサー収入のプロモーションに共同して努める。  
(5) 開催地は、自治体の補助金並びに助成金を申請することができる。

## (業務委託等)

第5条 国際競技会の実務は、開催地の加盟団体等又は組織委員会に委託するものとする。  
2 組織委員会は、業務の一部を専門企業に委託することができる。  
3 組織委員会は、F I Sの定める要項を作成し、関係団体に送付する。

(競技役員等)

第6条 組織委員会は、国際競技会のためにF I S競技規則に基づき競技役員を任命する。

2 競技役員の旅費等は、本連盟が派遣する場合を含め当該競技会の経費とする。

(進行状況等)

第7条 国際競技会を開催する組織委員会は、開催事業の進行状況を逐次、本連盟に報告しなければならない。

(表彰)

第8条 表彰及び費用は、当該国際競技会を主催するF I Sの定める規則に従うこととする。

(競技会運営及び費用)

第9条 当該競技会運営費は、組織委員会において調達して賄うものとする。

2 本連盟は、必要により別に定める委託金又は補助金を支払うことができる。

3 組織委員会は、各競技会場の入場券売上げ、参加料、スポンサー料（ゼッケンスポンサー料、バナー料、その他の広告料を含む、以下同じ）及びテレビ、ラジオ等の放送権料等の収入を競技会経費に充てるものとする。

4 組織委員会は、競技会経費中、スポンサー料の30%を本連盟へ納入しなければならない。ただし、組織委員会が自ら募集したスポンサー料については本連盟への納入は不要とする。

5 本連盟は、国内放映権料（二次使用を許諾した場合も含む）の50%及び国際放映権料の70%を組織委員会に支払うものとする。放映権にはテレビの他、Web等による動画配信などあらゆる媒体での記録、放送、通信、公開、配給するための権利が含まれる。

6 当該国際競技会の映像を二次使用については、本連盟が個別に許諾した場合に限り使用を認める。

7 組織委員会は競技会経費中、施設等賠償責任保険にはF I Sの定める補償額以上の保険に加入しなければならない。

8 本連盟派遣役員の旅費等の費用は、組織委員会負担とする。

9 競技会運営費の残金は、加盟団体等に寄附し、スキー発展のために使用することができる。

(事業終了報告等)

第10条 組織委員会は、競技終了後、直ちに公式報告書、各種目の成績表3部及び収支決算書1部を本連盟に提出しなければならない。

(技術規定等)

第11条 国際競技会の技術的な規定は、当該国際競技会を主催するF I S及び本連盟の定める規定に従うこととする。

(その他)

第12条 その他必要な事項は、本連盟及び組織委員会において定めるものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

第14条 この規程は、改正日より適用する。

平成 8年10月15日 制定

平成27年 9月27日 改正

平成30年 4月20日 改正

令和 5年 9月29日 改正